

要求水準書（別紙集） 新旧対照表

変更前（旧）							変更後（新）						
別紙集 P. 18							別紙集 P. 18						
段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方	段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
				委託者	受託者						委託者	受託者	
共通	環境保全	19	受託者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○	受託者に起因する環境問題に関する追加費用は、受託者が負担する。	共通	環境保全	19	受託者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○	受託者に起因する環境問題に関する追加費用は、受託者が負担する。
		20	上記以外のもの		○				20	上記以外のもの	○		
別紙集 P. 19							別紙集 P. 19						
段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方	段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
				委託者	委託者						委託者	受託者	
共通	契約解除	29	受託者の責による契約解除		○	受託者の契約不履行、誓約事由の不遵守等に起因する契約解除により委託者で発生する追加費用は、受託者が負担する。	共通	契約解除	29-1	受託者の責による契約解除		○	受託者の契約不履行、誓約事由の不遵守等に起因する契約解除により委託者で発生する追加費用は、受託者が負担する。
	不可抗力	30	発注計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、業務の変更及び中止	○		災害対策基本法で定める災害による施設損害、業務の変更及び中止による追加費用は、委託者が負担する。			29-2	委託者の責による契約解除	○		委託者の契約不履行、誓約事由の不遵守等に起因する契約解除により受託者で発生する追加費用は、委託者が負担する。
		31		○		委託者が予め指定する保険により対応可能な範囲及び受託者の責により被害が拡大した場合による追加費用は、受託者が負担する。			30	発注計画段階で想定しない（想定以上の）暴風、豪雨、高潮等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、業務の変更及び中止	○		災害対策基本法で定める災害による施設損害、業務の変更及び中止による追加費用は、委託者が負担する。
									31			○	受託者の責により被害が拡大した場合による追加費用は、受託者が負担する。

別紙集 P. 20

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
				委託者	受託者	
維持管理	業務中の事故	42	業務中に住民に障害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は、受託者が負担する。

別紙集 P. 20

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
				委託者	受託者	
維持管理	業務中の事故	42	<u>受託者の責に基づき</u> 、業務中に住民に障害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、委託者に発生した追加費用は、受託者が負担する。

(別紙14) 下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工 特記仕様書を追加

6. 参考資料の貸与
発注者は、業務に必要な図書、下水道台帳等の資料を所定の手続きによって貸与する。
7. 参考文献等の明記
業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料の最新名を明記しなければならない。
8. 成果品
- (1) 成果品の作成
報告書及び図面等の成果品は、次のとおりに作成すること。また、提出するデータのファイル形式など疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (2) 成果品の納入先
本委託の成果品の納入場所は、藤沢市下水道部下水道管路課とする。
9. 照査
- (1) 照査の目的
受注者は、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。
- (2) 照査の体制
受注者は、遺漏なき照査を実施するため、地方共同法人日本下水道事業団認定の下水道管理技術認定（管路施設）、もしくは公益社団法人下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士、または下水道管路管理主任技士の資格を有する者を照査技術者として配置すること。なお、照査技術者は、4. 配置技術者の（1）、（2）、（3）を兼務することはできない。
- (3) 照査事項
受注者は業務全般にわたり、主に次に示す事項について照査を実施しなければならない。
10. 環境保全
藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
11. その他
- (1) 現地調査時間は、道路使用許可条件によるものとするが、原則として平日の昼間9：00～17：00とし、土曜日、日曜日、祝日は休日とすること。また、現地調査を行う地元住民への事前周知を徹底すること。
- (2) 本委託の業務委託完了届が提出された日から10日以内に、発注者の指示する場所において、完了検査を行うものとする。
- (3) 現場説明書については、説明事項が特にないことにより、添付しないものとする。
- 【以下余白】